

臨床における実務実習に関する ガイドライン 改訂の概要

薬学教育協議会

薬学実務実習ガイドライン改訂WG

名古屋市立大学大学院薬学研究科

鈴木 匡

薬学実務実習に関するガイドラインの改訂について

内容	現行版	改訂版
目標	薬学教育モデル・コアカリキュラム 平成25年度改訂版 (H25.12.25)	薬学教育モデル・コア・カリキュラム 令和4年度改訂版 (R5.2.28)
実習内容	薬学実務実習に関するガイドライン (H27.2.10)	臨床における実務実習に関するガイドライン ～薬学教育モデル・コア・カリキュラム (令和4年度改訂版) 対応～
評価	薬学実務実習の評価の観点について (例示) (H28.11.30作成、H30.2.28一部改訂、 H30.11.27一部改訂)	
計画書	「実務実習実施計画書」の記載事項について (例示) (H28.11.30)	

薬学実務実習に関する連絡会議(令和4年12月)



薬学教育協議会:実務実習ガイドライン改訂ワーキング(令和4年10月～)

【実務実習の現状確認と充実改善に向けたアンケート】

実務実習推進委員会 設置

薬学教育協議会

臨床における実務実習に関するガイドライン

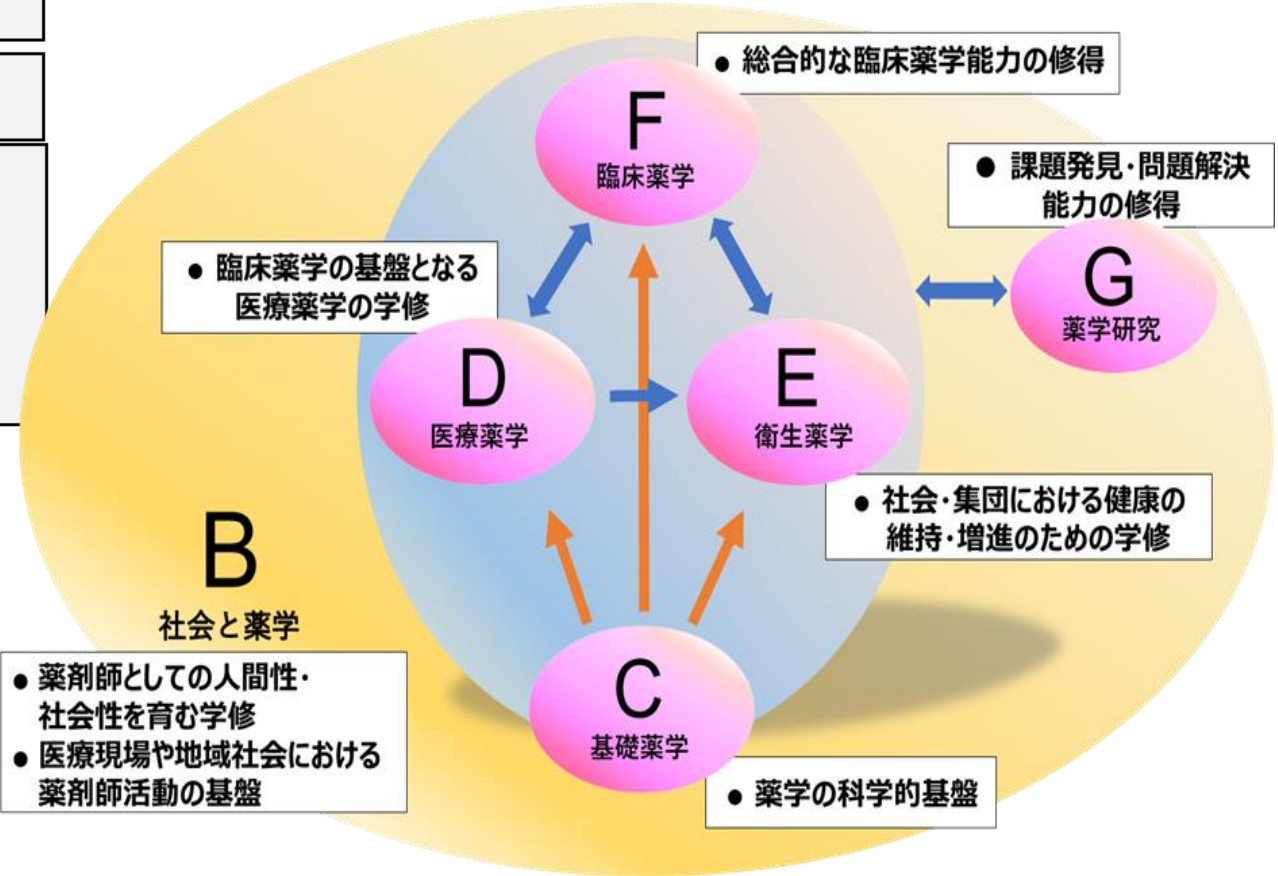
- 目的
- 第1章 実務実習のあり方・目標
- 第2章 実務実習の枠組み・連携
 - 2-1 実習期間・実習順
 - 2-2 実習施設の要件
 - 2-3 実習実施体制
 - 2-4 大学と施設との連携
 - 2-5 実習中のトラブルへの対応と防止
- 第3章 実務実習の進め方と評価
 - 3-1 実務実習の標準的な進め方
 - 3-2 実務実習の標準的な評価
 - 3-3 学生への指導
- 別添資料

「臨床における実務実習に関するガイドライン」 の目的

- 実務実習は 薬学部教育で唯一の医療現場で継続的に患者・生活者から深く学ぶ機会
学生がどのように学修の進めれば良いか、
教員・指導者はどのようにそれを支援、評価すれば
よいかの指針
 - 学修する病院・薬局(実習施設)は多様な環境
学修内容に混乱や格差が生じないように
大学、施設が連携して一定の水準を確保するための
指針
- 【新たな課題や社会ニーズに合わせた今後の改訂も明示】

令和4年度改訂 薬学教育モデル・コア・カリキュラム の目指す臨床薬学教育

A 薬剤師として求められる 基本的な資質・能力					
各大学のディプロマ・ポリシー					
B	C	D	E	F	G
社会と薬学	基礎薬学	医療薬学	衛生薬学	臨床薬学	薬学研究



実務実習のあり方・目標

- 「F 臨床薬学」の「患者個別の薬物治療」を中心とした学修を「実務実習」でも効果的に進めるための学部教育 **「3つのフェーズ」**
- 十分な薬物治療の個別最適化の学修経験を積むことができる
- 「患者・生活者を担当する」実習**の推進

フェーズ①

実務実習前に大学で行う患者個別の薬物治療を中心とした学修

薬学共用試験

フェーズ②

医療現場等で患者・生活者から学ぶ実務実習

患者・生活者を担当する
薬局実習

5年次
11週

患者・生活者を担当する
病院実習

5年次
11週

フェーズ③

実習終了後に各大学が行う卒業に向けた深化・一般化を図る臨床薬学の学修

実務実習終了後の学生が個々に体験した症例・事例の共有

薬物治療に関する学修の深化・一般化

臨床に係る実践的な能力の更なる向上を図るため、追加で行う学修

学生の希望と各大学が有する教育資源に応じた医療施設等での追加の実習等

講義・PBL・シミュレーション等による学修

実務実習を開始する前の事前学習

4年次
4週以上

「F臨床薬学」を学修する**3つのフェーズ**

① 「**大学**」で行う患者個別の薬物治療を中心とした学修

比較的典型的な疾患の具体的な症例や事例（ペーパーペイシエント）を題材とした、講義、演習、PBL等による学修

- 症例等を利用して「D医療薬学」で学んだ一般論を、個別症例に適応し、最適化する訓練を行う。
- 症例等を題材として、「B社会と薬学」「C基礎薬学」、「E衛生薬学」の学修を振り返り、症例と関連する内容との繋がりを再確認する。

具体例：B領域で学んだ患者対応、C領域で学んだ対象臓器の正常機能、適応薬剤の構造活性相関、E領域で学んだ治療における栄養管理等を活用して症例を検討する。

「F臨床薬学」を学修する**3つのフェーズ**

② 「**医療現場**」等で患者・生活者から学ぶ 臨床における実務実習

大学で学んだことを「医療現場」で患者を担当する経験、個別最適化の実践等の中から学修目標の意味をさらに深く理解し、複数の事例を関連付けながら体系化を進める。そして、どのように行動すれば良いかをよりの確に身に付ける。

③ 「**実習終了後に各大学が行う**」卒業に向けた 臨床薬学の深化・一般化を進める学修

実務実習で体験した症例や事例等の省察・振り返り・協議等を通して深化、一般化を進めることで、臨床薬学の総合的な理解を高め、新しい課題にも的確に対応できる能力を向上させる。

実務実習の枠組み・連携

【実務実習の枠組み】

○4週間以上の実務実習事前学習

薬局11週、病院11週の連続した22週間

○薬局実習→病院実習の順で行うことを明記
(現行と同じ)

○地域の実情に応じ実習内容を地区調整機構を
通して検討するスキームを明確化

○薬学教育協議会が別途示す実習の「施設要件」を
基本とすることを明確化

実務実習の枠組み・連携

【実務実習の更なる充実のために】

○22週の実習後に追加の臨床実習を8週間程度
行うことを努力目標

(今後の薬学教育協議会での対応)

実習方法、施設要件、調整機構での調整方法
等を、各地区調整機構、関係団体等と十分な
協議の上、具体的な実施策を提示する。

各大学では、提示される実施策を基に
追加実習の準備を進めていただきたい。

実務実習の枠組み・連携

【大学と実習施設との連携】

○大学と実習施設との連携について整理し、
現状調査を踏まえた内容で記載を充実

実習施設実習体制の整備

大学での実習実施体制の整備

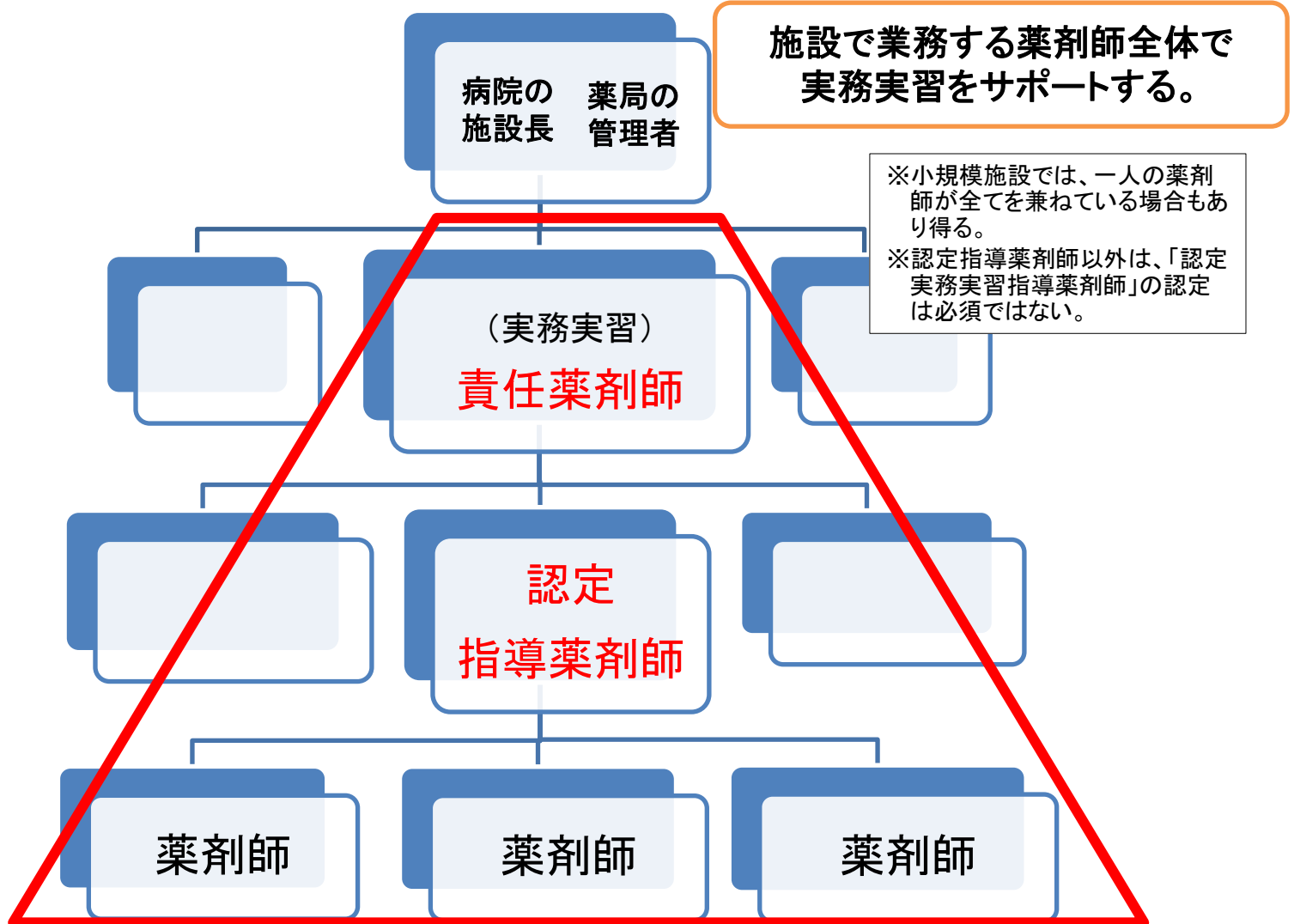
大学と施設との連携

○「実習中へのトラブルへの対応と防止」の項目
の新設

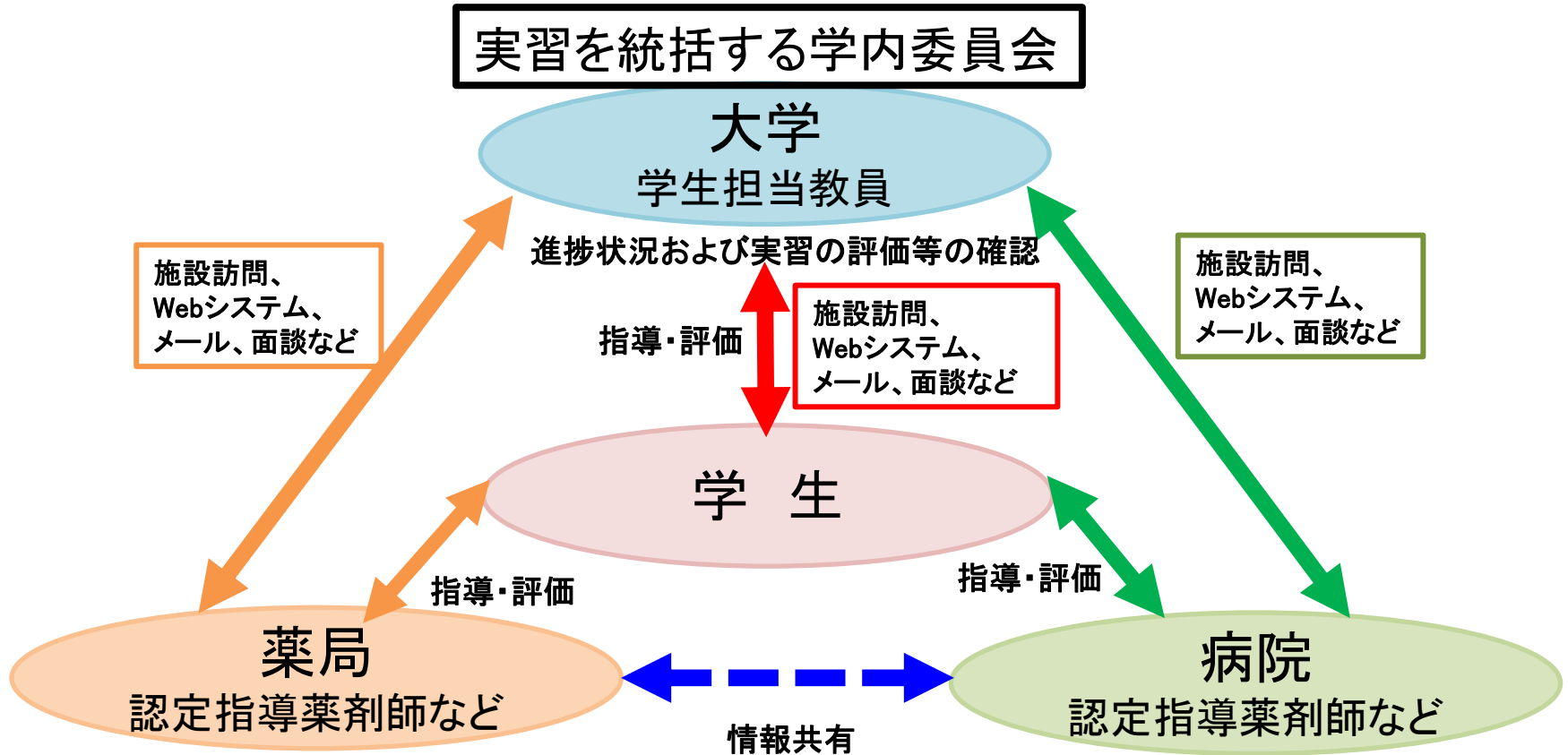
ハラスメント対応・防止の指針

学生の個人情報、施設で得る個人情報等の
管理徹底

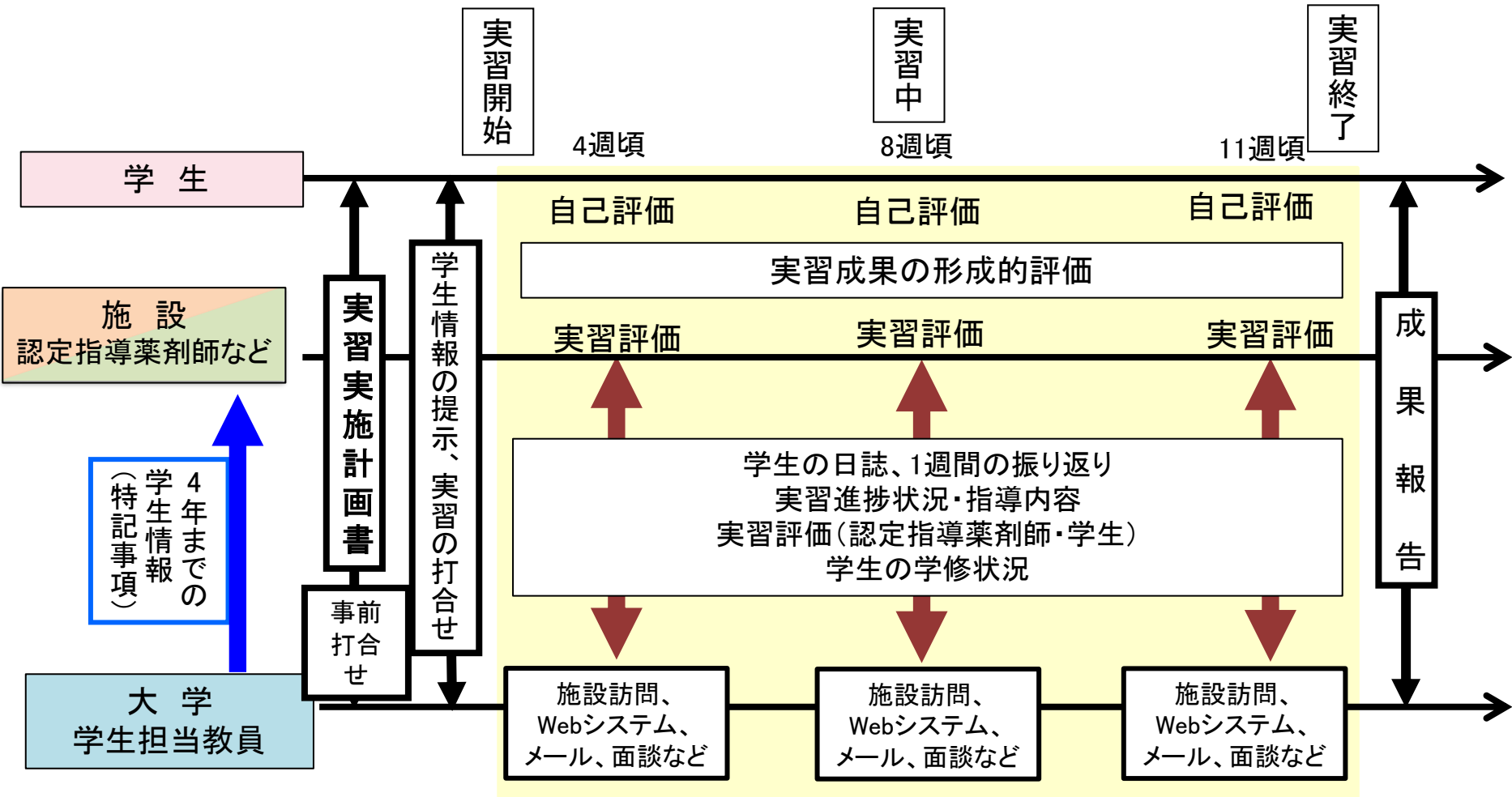
実習施設実習体制の整備



大学での実習実施体制の整備



大学と実習施設の円滑な連携



実務実習の進め方と評価

【実務実習の進め方と評価】

○標準的な学修(実習)の進め方の指針

感染症の拡大時等の指針を薬学教育協議会が示すことも記載

○別添資料として

「標準的な実習内容(例示)及び概略評価
(評価ルーブリック)」を提示

大学、薬局、病院で行う実習内容を例示

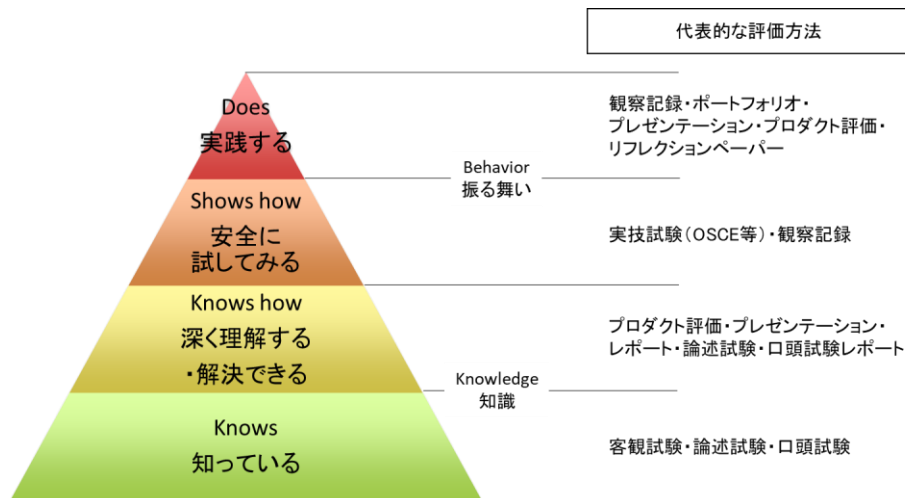
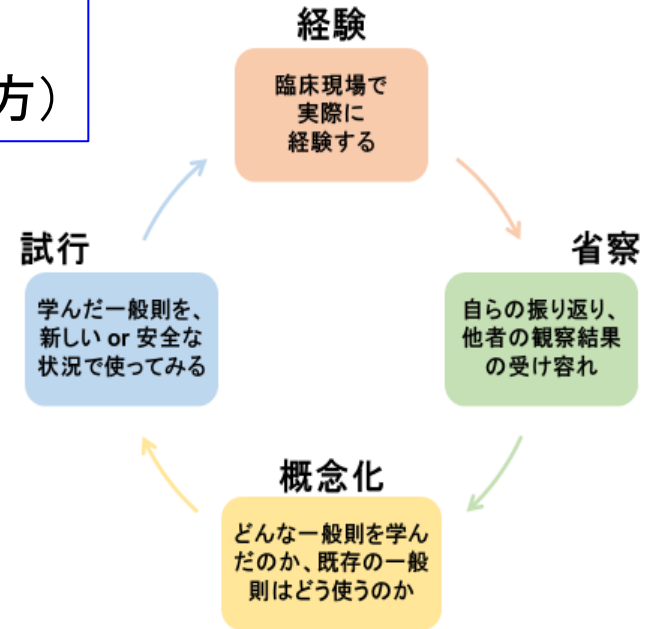
**「F臨床薬学」全体にわたる評価ルーブリック
の提示**

○学生への指導

大学・実習施設での学生指導

実務実習の進め方と評価

経験学習のサイクル (実務実習での学びの進め方)



実務実習における「Does」の評価

標準的な実習内容・評価の提示

F-3-2 医薬品情報の管理と活用

学修目標	学修事項	標準的な実習内容(例示)		
		大学(参考)	薬局	病院
<p>1)医療環境に応じて医薬品の情報源や情報媒体を把握し、利用して網羅的かつ最新の医薬品情報を収集し、医療機関や患者集団への情報の適合性や必要性を考慮する。また、根拠に基づいた適切な評価及び目的に応じた加工を行い、医薬品情報の提供、発信(伝達)を行う。</p> <p>2)医療における安全性情報の収集に努めるとともに、安全性情報や回収情報等に対して医療環境に応じて迅速に対応する。</p> <p>3)報告されている種々の医薬品に関する情報を整理、統合して、臨床で有益な知見を新たに構築して提供する。</p> <p>4)適切な医薬品情報及び有害事象情報等に基づき、医療環境に応じた医薬品適正使用の推進と安全対策を立案する。</p> <p>5)医療環境に応じた医薬品使用基準について理解し、有効かつ安全で経済的な医薬品の採用、使用等について説明する。</p>	<p>(1)医療機関や地域の特性等を考慮した医薬品の情報源・情報媒体の選択と利用【1】</p> <p>(2)医療環境に応じた医薬品情報の伝達と周知、その方法【1】</p> <p>(3)医薬品の安全性情報の収集と報告及び緊急情報(安全性情報、回収・製造中止情報等)への対応【2】</p> <p>(4)医療現場における根拠に基づく医療(EBM)の実践、ビッグデータの活用【3】、(4)】</p> <p>(5)有効かつ安全で経済的な医薬品の使用方針と、医薬品の適正な採用、採用中止等の流れ【3】</p> <p>(6)医薬品適正使用の推進と安全対策の立案【4】</p> <p>(7)医療機関等における標準的な薬剤選択の方針(フォーミュラリ)【5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品評価(後発医薬品や新薬の評価、フォーミュラリ等) ・安全性情報報告シミュレーション ・疑義照会シミュレーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局内及び医療機関との安全性情報の共有と管理、対策立案経験 ・安全性情報報告経験 ・後発医薬品採用に関わるEBMの実践経験 ・施設での医薬品関連情報(新薬、後発医薬品等)の作成、提供経験 ・医師からの問い合わせ対応経験 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院及び医療従事者を対象とした安全性情報の管理、対策立案経験 ・安全性情報報告経験 ・医薬品の採用に関わるEBMの実践経験 ・施設での医薬品関連情報(新薬、後発医薬品等)の作成、提供経験 ・医師からの問い合わせ対応経験

評価ルーブリック

評価の指針：4.医療現場で、医薬品管理(a)、医薬品情報の管理(b)、医療安全(c)、感染制御(d)に携わり、個々の課題解決に取り組む。

観点	アウトカム	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
(b)組織としての医薬品情報管理の実践	所属する実習施設の医療環境における医薬品情報に対するニーズに基づき、評価情報を提供し、不足情報に対して創造的に対応する。	適正使用を推進するために不足している情報やテーマを明確化し、新たな知見を見いだす取り組みを行う。	適切な医薬品情報及び有害事象情報等に基づき、医療環境に応じた医薬品適正使用を推進するための安全対策を立案する。 医薬品の採用に当たって評価すべき情報をあげ、必要な情報を収集して、有効かつ安全で経済的な医薬品の採用、使用等について説明する。	所属する実習施設の医療環境における医療従事者、患者等のニーズを把握し、根拠に基づいた適切な評価を行い、目的に応じて加工し、適切な医薬品情報の提供、発信(伝達)を行う。	所属する実習施設の医療環境に応じて医薬品適正使用及び安全性情報を積極的に収集、管理する。

「F 臨床薬学」の学修目標全体に対して標準的な実習内容、概略評価の例示を提示。
例示を参考に大学・施設での実習内容、評価を検討していく。

臨床における実務実習に関するガイドライン

- 効果的な実習を担保できる学生の資質・能力の確保
(大学の学修体制への指針)
- 一定の水準を保った標準的な実習の実施
(標準的な実習内容の例示)
- 継続的な患者担当による学修機会の確保
(実習施設での指導体制への指針)
- 実習生への適格で効果的な指導と評価
(標準的な概略評価の例示)
- 円滑で有意義な実習実施に向けて
(施設と大学との連携・ハラスメント対応等への指針)



今後、薬学教育協議会での調査や協議を経て、継続的なガイドラインの見直しを今後も行っていく

実務実習の充実が薬学教育の充実につながる

薬学実務実習は「F 臨床薬学」の重要な学修の場

大学の実務実習の充実が
薬剤師教育の充実には必須

実務実習は、医療現場で行う学修
大学だけでは進められない



実務実習で課題となっていることは
大学と実習施設・医療現場が協力し、連携して
解決していくしかない

さらに充実した実務実習実現に向け
大学・実習施設だけでなくオール薬学の協力を
是非ともお願いいたします。